

# 旅館・ホテル 旅館業営業許可申請代行のご提案 (事業承継を検討されている方向け)

---

2025年10月28日



# 1. 旅館・旅館業の動向

昨今、訪日外国人旅行の回復・拡大に伴い、宿泊需要が急増していることを背景に、新ホテル開業や既存ホテルの改修・リブランド案件が活発化しています。

一方で法改正や条例の改正も頻繁に行われています！

## 2023年12月施行 事業承継手続きの整備

事業譲渡による旅館業の地位承継について、手続きが整備されました。これにより、M&Aなどによる事業承継が円滑に行えるようになりました。

## 2025年4月施行 名古屋市旅館業法施行条例

従来、対面での接客を前提とした固定の「玄関帳場」の設置が必要とされていましたが、ICTを活用した代替設備が認められるようになりました。



**最新の法改正や条例改正の情報をキャッチし、それに伴う許認可手続きを漏れなく実施することが求められています！**

## 2. こんなこと、起きていませんか？



法令を把握しきれず、きちんと  
手続きができているか不安...



M&Aでスムーズな  
引継ぎがしたい



手続きや書類の作成が  
煩雑で手が回らない



営業停止や行政処分のリスク  
を未然に防ぎたい



社内外での調整が必要で  
手が回らない

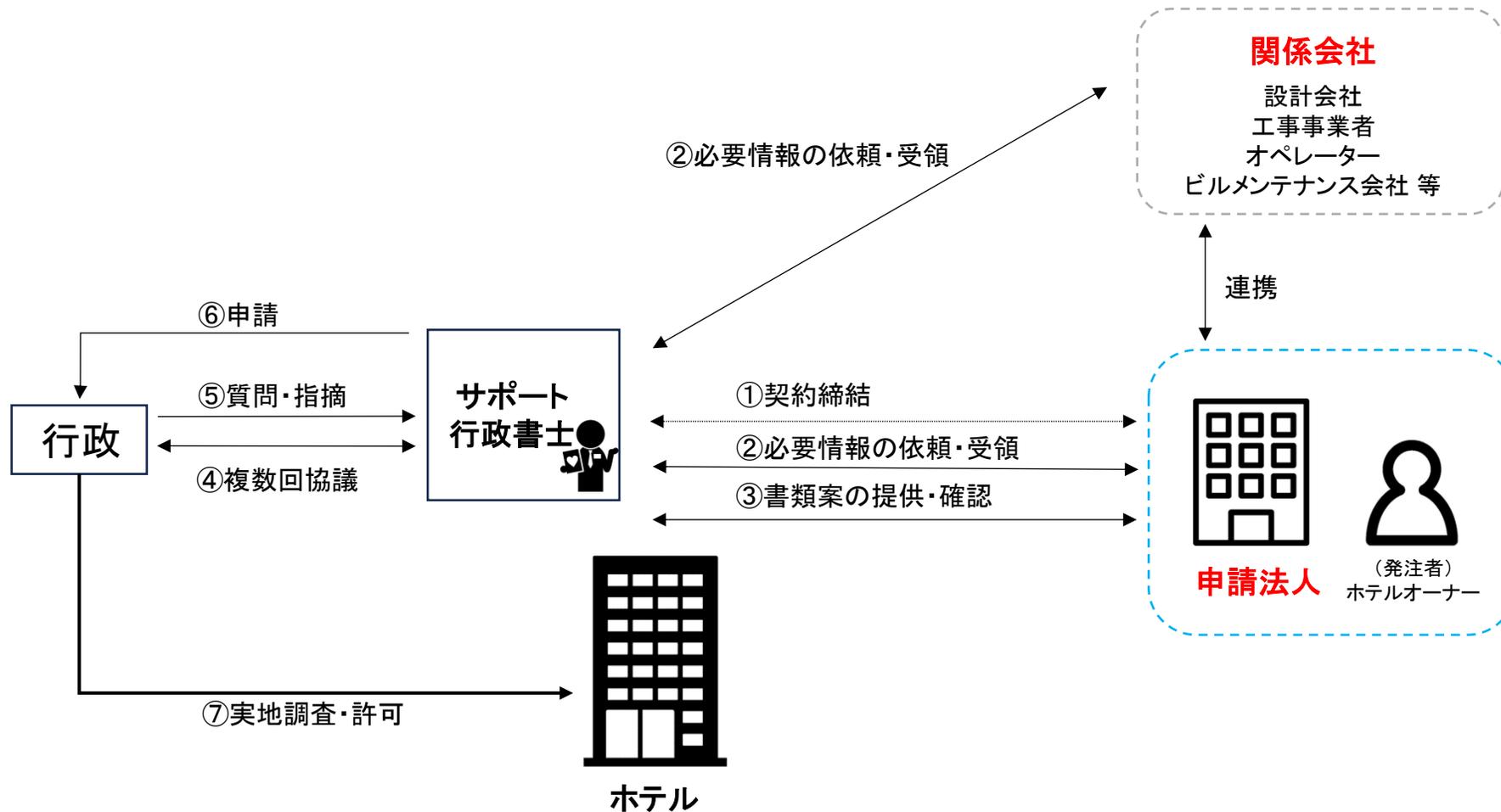


周辺住民への周知方法など  
円滑に進めれるか不安



サポート行政書士法人に任せることで、安心して申請が可能です！

### 3. 基本スキーム



## 4. 弊社サポート内容

ホテルの運営方法、提供するサービスや施設にあわせたコンサルティングを行います。

◎法改正及び条例の調査・情報提供

最新の法改正や条例改正の情報を提供します。

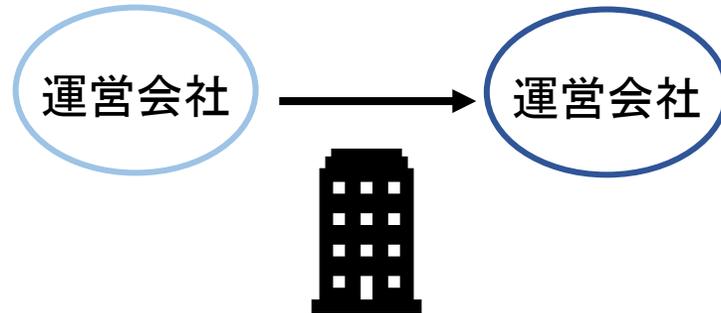
◎各種許認可手続き

各自治体の条例の解説や他社手続き事例を基に申請手続きを行うことで漏れなくスムーズに手続きを進めます。

◎保健所など行政機関の対応

承継は該当施設の規模やタイプ、各自治体によって対応方法が大きく異なります。弊社では、申請代行に留まらず、ケースに合わせた適切な対応が可能です。

### ① 既存ホテルを買収し、リノベーションせず引き継ぐ場合



#### ポイント

従前の会社が**廃業届を出さない**。

従前の会社で**必要な法定手続きがすべて完了している**こと。

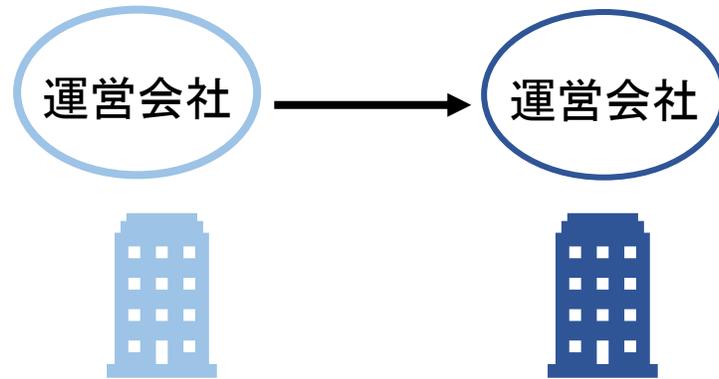
#### 【弊社サポートによるメリット】

事業承継届について、自治体ごとの追加要件(学校照会や住民周知など)にも対応し、申請手続きの手間を軽減できた。

深夜酒類提供飲食店営業届は廃止届及び開始届を提出する必要があり、必要な書類を事前に調査し漏れなく対応できた。

## 5.サポート例

### ②買収後、一部リノベーションを実施しリニューアルオープン



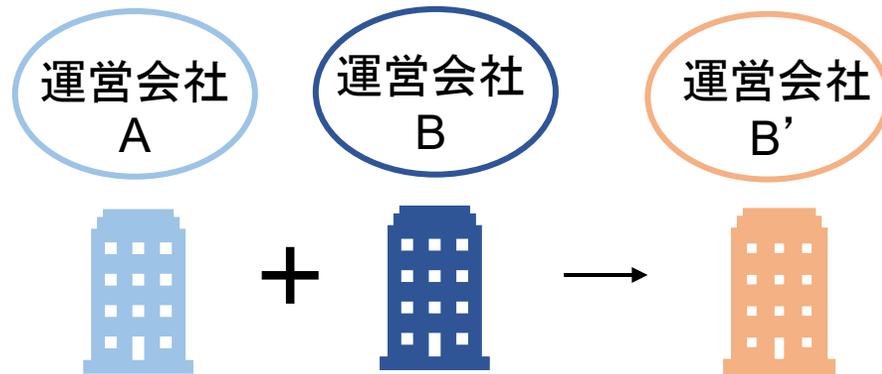
**リノベーションを行う前に**、法令や条例の確認を行うこと。

#### 【弊社サポートによるメリット】

- ・新規、承継、リノベーションすべてで実績豊富なので、承継前に必要な確認事項や必要書類等が事前にわかるため、スムーズに手続きできた。
- ・リノベーションにおいて、「今までできたから」ではなく、現在の法令や条例に沿ったアドバイスをを行い、玄関帳場や客室内の浴槽など、意外に見落としがちなポイントも確認できるため、不備なく工事を進めることができた。

### ③合併・分割による法人承継

運営会社の合併が合併し、新法人になったケース



#### ポイント

**合併前**に旅館業営業者地位承継承認申請を行う必要がある。

飲食店営業許可、クリーニング業などは**登記完了後**に届出を行う必要がある。

#### 【弊社サポートによるメリット】

双方の運営会社及び宿泊施設で、合併前に行っておく必要があること、合併後に行うことを一括で管理し、手続きを進めることができた。

## 6. 関連許認可の確認と対応

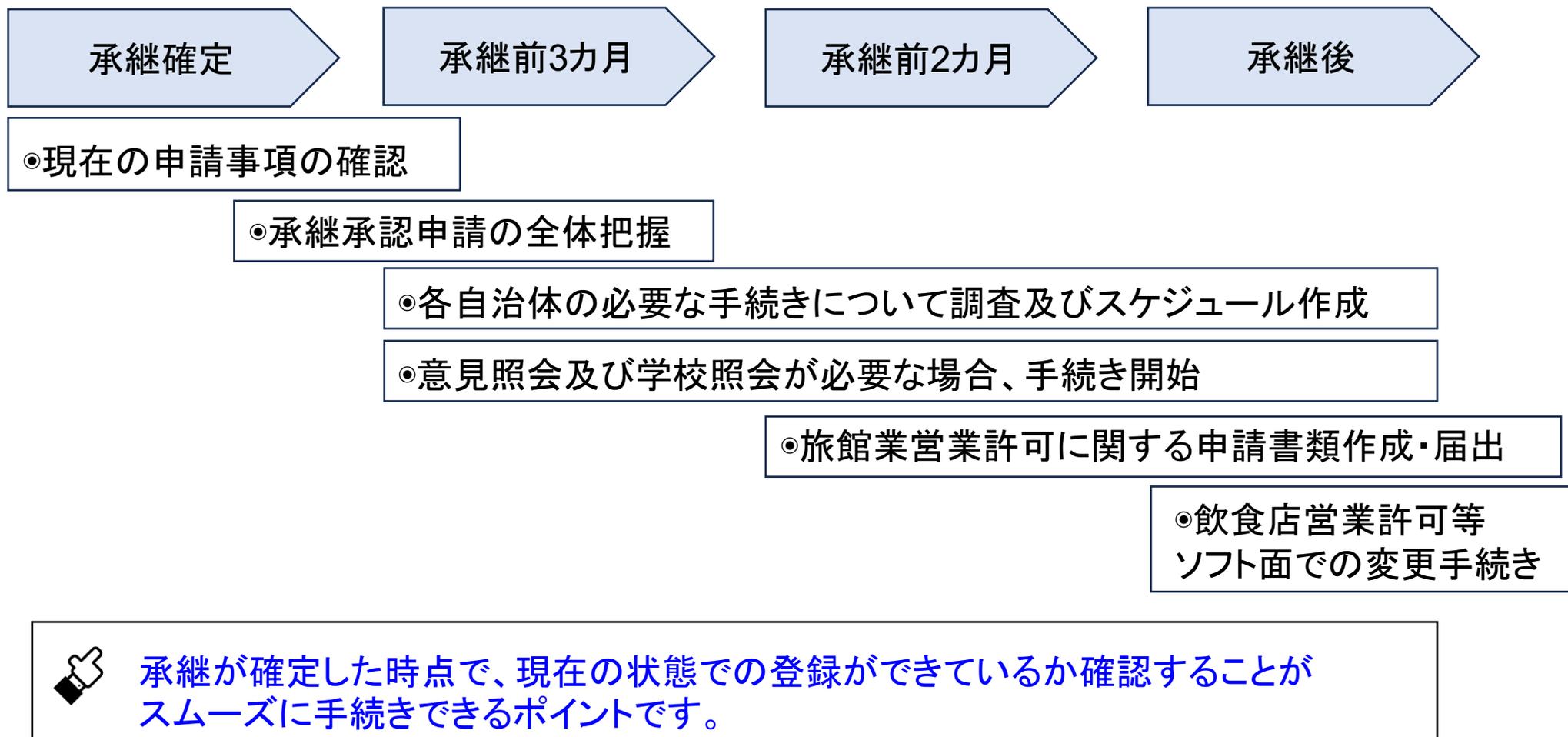
### 承継に伴う手続き例

許認可種別	事前手続き	事後手続き	補足
旅館業営業許可	●		
飲食店営業許可		●	営業開始後の届出可自治体により異なる
公衆浴場営業許可		●	
深夜酒類提供の届出	●		
消防関連		●	各自治体の条例により異なる

それぞれで廃止届の提出が必要です。  
自治体で提出時期や書類も異なることから、早めの準備がカギです。

## 7. スケジュール(例)

### 承継申請に伴う手続きの主な流れ



# 8. 対応実績

1

## 日本初進出外資系ホテル

### 課題と対応

本国で可能だった運営方式が、日本の法律・条例では不適合



希望のスタイルを踏まえ、設計・運営方法を再提案



結果、日本での初開業を実現

### 取得許認可

旅館業営業許可／飲食店営業許可(3件)  
深夜における酒類提供飲食店営業開設届  
公衆浴場営業許可申請／遊泳用プール  
クリーニング／一般酒類小売業免許申請

2

## ラグジュアリーシティホテル

### 課題と対応

分野ごとに担当者が分散しており、統括が不在。  
結果、開業準備が逼迫し、許認可取得が後回しに



開業チームに参画し、許認可関連の行政対応を一括管理



現場の負担を大幅に軽減でき、許認可取得がスムーズに進行

### 取得許認可

旅館業営業許可／飲食店営業許可(7件)  
深夜における酒類提供飲食店営業開設届(2件)  
公衆浴場営業許可申請  
遊泳用プール／クリーニング

## 8. 対応実績

3

### 大型リゾートホテル

#### 課題と対応

台風等の影響で、当初計画より工期が大幅に遅延しているが、開業予定日の変更が困難な状況。



行政との調整や全体スケジュールの最適化



予定通りの開業を実現

#### 取得許認可

旅館業営業許可／飲食店営業許可(3件)  
深夜における酒類提供飲食店営業開設届  
公衆浴場営業許可申請／遊泳用プール  
クリーニング／一般酒類小売業免許申請

4

### 完全無人型ホテル

#### 課題と対応

人件費高騰により、完全無人でのホテル運営を希望



緩和措置の制度を把握し、現場運営に反映



法令遵守と運営効率を両立した無人ホテルが開業

#### 取得許認可

旅館業営業許可／飲食店営業許可

## 9. [申請支援] 活用メリット

1

### 申請手続きの手間や不慣れな調査時間を削減

行政への事前相談から対応するため、本業や販促活動に専念できます

2

### 申請漏れ・補正対応遅れなどのリスク軽減

ホテルチームまかせで申請漏れや補正遅れなど、リスクを抑えることができます

3

### 複数名体制でサポート

チーム対応でスピード対応が可能です。

4

### 複数施設・多種の申請も一括対応、抜け漏れのない許可取得を実現

進捗状況を可視化し、社内共有・スケジュール管理もスムーズに行えます



行政書士でない者が、本業務を報酬を得て行うことは法律で禁止されています。

## 10. サポート行政書士法人が選ばれる理由

### [1] 許認可申請に精通した専門チームが、貴社業務に伴走します

サポート行政書士法人では、東京(新宿)・名古屋・大阪に拠点を構え、全国の許認可について、**圧倒的な実績・ノウハウ**があります。**専門的な知見を有するホテルチーム**が伴走し、貴社事業の特性・行政の勘所・制度主旨をふまえた対応で、貴社の補助金申請をバックアップします。

### [2] かゆい所に手が届くサービスを提供。“貴社がやるべきこと”に注力できます

頻繁に見直される法律及び条令。自治体ごとに異なる手順・申請書類への対応、情報を一から調べ理解・活用するには、膨大な時間・手間・労力を要します。

サポート行政書士法人では、法令・条例に精通したホテルチームが、**効率よく情報を収集**した上で、スムーズに事業承継・運営できるよう、**事前チェック・申請中のフォロー体制を整備**しています。面倒な手続きは専門家に任せて、貴社はやるべきことに集中できます。

### [3] ホテルに関する身近な相談先として、ご活用ください

サポート行政書士法人では、大手企業を中心に、様々な許認可の事例・ノウハウを有しています。許認可における貴社課題に対して、同業他社事例・業界内のスタンダード・行政指導等をふまえ、最適な方法をアドバイス。WEB上では分からない/行政には直接聞きづらい、**許認可に関する身近な相談先/他社事例を含む貴重な情報の入手源**として、ご活用ください。

## 許認可一括管理

- 保有許認可の登録情報・変更履歴等の管理、有効期限や必要手続きの管理を伴走支援します。
- 許認可・手続きに関する照会先として活用いただける他、法改正情報の発信等も行います。

## ビザ

ホテルの従業員の特定技能ビザの取得、更新手続き等対応可能です。

## 補助金の申請代行

事業再構築補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金・省エネ設備等導入補助金・充電設備補助金など幅広く対応可能です。

## 10. お問い合わせ先

サポート行政書士法人 担当：塚本(ツカモト)

メールアドレス：[tsukamoto@shigyo.co.jp](mailto:tsukamoto@shigyo.co.jp)

### [ご紹介]

弊社ホームページ：<https://www.shigyo.co.jp/>

東京(新宿)・名古屋・大阪に拠点を構える行政書士法人です。



### — 注意事項 —

本資料内の事例等は、実際にご相談のあった事例を参考に、具体的な案件の判別を避ける為に加工・編集して掲載しています。類似事例でも、時期・管轄行政機関等の前提が異なることによりご提案内容や結果も変わる為、ご注意ください。また、本資料内の全てのコンテンツ・内容等の無断転載・転用・複製等は、ご遠慮ください。